

平和を仕事にする。陸・海・空自衛官募集

募集種目	種目概要	応募資格	受付期間	時 期
航空学生	○海上・航空自衛隊のパイロット等を養成する制度 ○最短23歳でパイロットの資格取得	海：18歳以上23歳未満 空：18歳以上24歳未満 (新卒予定者を含みます。)	7/1(月)～9/5(木)	1次試験 9/16(月祝) ※試験は3次試験まであります。
一般曹候補生	○現場で活躍をしながら曹を養成する制度 ○入隊2年9ヶ月以降、選考で曹に昇任	18歳以上33歳未満 (新卒予定者を含みます。)	7/1(月)～9/3(火)	1次試験 9/20(金)～21(土) 2次試験 10/13(日)～15(火) ※それぞれ期間中の指定する1日
自衛官候補生	○3ヶ月後に2等陸・海・空士に昇任 ○陸上は1年9ヶ月、海上・航空は2年9ヶ月を1任期として任用(以降は2年を1任期)	18歳以上33歳未満 (新卒予定者を含みます。)	年間を通して受付中	年間を通して実施 詳細はお問い合わせください。



定期的にせとうち交流館にて説明会を実施していますのでお気軽にお越しください。

●申込・問い合わせ

自衛隊愛媛地方協力本部今治地域事務所
今治市南大門町2丁目5番1 今治市庁舎第3別館1階
☎/Fax 0898-33-0038



QRコード▶

サマージャンボ

7億円

1等前後賞合わせて7億円
1等5億円、前後賞各1億円

サマージャンボ

5千万円

当せんの
チャンス広がる!

この宝くじの
収益金は、
市町村の明るく
住みよい
まちづくりに
使われます。

1等前後賞合わせて
5,000万円
1等3,000万円、
前後賞各1,000万円

PCやスマホで
ネット購入!

宝くじ公式サイト
https://www.takarakuji-official.jp/

7月8日(月)同時発売

各1枚 300円 ●発売期間 7月8日(月)～8月8日(木)
●抽せん日 8月23日(金) 2024年市町村振興宝くじ

○『この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。』

マイナンバーカードと国民健康保険被保険者証の一体化について

●12月2日に国民健康保険被保険者証が廃止されます

従来の国民健康保険被保険者証(現行の保険証)は12月2日をもって廃止され、マイナンバーカードを保険証として利用する仕組み(マイナ保険証)に移行します。ただし、12月1日までに発行された保険証については最長で1年間、保険証に記載された有効期限まで使用できる経過措置が設けられています。

●7月から8月にかけてお手元に届く保険証について

7月下旬に発送する保険証の有効期限は右記のとおりです。

有効期限までは保険証で医療機関への受診が可能です。

上島町国民健康保険加入者

現在お持ちの保険証の有効期限は7月31日までです。
7月下旬に有効期限を更新した保険証を発行します。

新しく発行する保険証の有効期限は
令和7年7月31日までです。

※上島町国民健康保険以外の健康保険に加入している人で、現在お持ちの保険証がいつまで使えるのか確認したい方は、お勤め先やご加入の健康保険組合などへお問い合わせください。

●マイナ保険証をご利用ください

マイナ保険証をご利用いただくと、次のようなメリットがあります。

- 医療費を20円節約できる
紙の保険証よりも皆さんの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も少なくなります。
- 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される
限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
- よりよい医療を受けることができる
過去の診断結果やお薬の情報を医師や薬剤師が簡単に共有できるようになるため、体の状態やほかの病気を推測して治療に役立てることができます。

◆令和6年度国民健康保険税の変更点について

- 課税限度額の引き上げ
国民健康保険税は、医療分、後期高齢者医療支援金分、介護保険分の3つの要素を元に計算されますが、課税上限額が65万円・22万円・17万円から65万円・24万円・17万円に変更されます。よって、合算での課税限度額は104万円から106万円へと引き上げられます。
- 軽減措置の計算金額の変更
国民健康保険税の後期高齢者医療支援金分の課税限度額が引き上げられたことにともない、税の軽減措置を計算する際の被保険者数に乗すべき金額が引き上げられます。
・7割軽減：変更なし ・5割軽減：29万円→29万5千円 ・2割軽減：53万5千円→54万5千円
- 所得の未申告について
自営業の方や無収入の方が所得税の確定申告(もしくは住民税の申告)をしていない場合、前年所得が不明のため保険税の軽減措置などが受けられなくなります。
変更点についての詳細をお尋ねになりたい方は、各支所住民課(町民生活課)までお問い合わせください。